

## 標準旅行業約款の一部を改正する告示について

### 1. 背景

民法(明治29年法律第89号)第97条第1項において、意思表示は相手方に到達した時に効力を生ずる(到達主義)こととされているところ、その例外として、隔地者間の契約に関しては、同法第526条第1項において、承諾通知を発信したときに契約が成立する(発信主義)こととされているが、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)の施行(令和2年4月1日)により、隔地者間の契約についても、承諾の意思表示が相手方に到達した時に効力が発生することとなる。

これに伴い、標準旅行業約款に定める通信契約の成立時期についても、発信主義から到達主義に改める必要がある。

また近年、インターネットを使用した旅行の申込みが増加しているため、標準旅行業約款について、所要の改正を行うこととする。

### 2. 概要

今般改正を行う事項は次のとおり。

#### (1) 通信契約の成立時期の見直し

標準旅行業約款に規定する通信契約については、現在、契約の締結を承諾する旨を旅行業者が電子承諾通知により通知する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立する(到達主義)とし、それ以外の通知による場合は、当該通知を旅行業者が発した時に成立する(発信主義)としているところ、通知の種類を問わず、旅行業者による契約の締結を承諾する旨の通知が、旅行者に到達した時に成立することとする。

なお、対面契約や支払いが現金によりなされる契約等、通信契約に該当しない契約については、従前どおり、申込金を受理した時に成立する。

#### (2) 契約申込みに使用される通信手段の明確化

契約申込みに使用される通信手段について、「電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段」としているところ、オンライン旅行取引が増加していることを鑑み、通信手段として「インターネット」を明記する。

### 3. スケジュール

公布: 令和2年3月2日

施行: 令和2年4月1日